

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（70）

2. 日時：令和3年3月30日（火）10：10～12：00
15：00～18：00

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、小舞管理官補佐、有吉上席安全審査官、片野安全審
査官、佐々木技術参与、加藤係員、山田係員

技術基盤グループ システム安全研究部門

石津主任術研究調査官、藤田(哲)技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他11名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）か
ら、令和3年3月2日の審査会合で作成を求めた審査の中間取りまとめ資料の
うち、設置許可基準規則第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大
の防止）、第8条（火災による損傷の防止）について配布資料に基づき説明が
あった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

- (1) 火災防護対策については、防護のための基本的な設計の考え方だけでなく、
ケーブルの難燃化が困難な設備や地震による損傷防止が困難なナトリウム系
統設備等に対して、どのような防護設計にして原子炉施設の安全性が損なわ
れないようにするのか説明を加えること。
- (2) 原子炉停止機能喪失（制御棒挿入失敗）時の炉心損傷防止対策の多様化とし
て、1次冷却材ナトリウムの沸騰回避の可能性を検討し、説明すること。

- (3) BDBA（多量の放射性物質等を放出する事故）における敷地周辺公衆の実効線量の評価値を示し、これが発生事故当たり 5mSv を超える場合の対策について説明すること。
- (4) 大規模な施設の損傷状態を想定した場合、環境への Cs-137 放出量評価に用いている、損傷炉心から格納容器への核種移行割合及び格納容器から大気への核種移行割合の設定根拠について、実験データをもとに示すこと。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 1：高速実験炉原子施設（「常陽」）の新規制基準適合性 第 13 条（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故拡大防止）、第 53 条（多量の放射性物質等を出す事故拡大防止）、第 8 条（火災による損傷の防止）、第 32 条（炉心等）、第 59 条（原子炉停止系統） 他